

託送供給等約款の変更認可申請等について

当社は、本日、電気事業法第18条第1項^{※1}に基づき、「託送供給等約款^{※2}」の変更認可申請を経済産業大臣に行いました。また、「発電設備系統連系サービス実施要綱^{※3}」の改正を行いましたので、お知らせいたします。

今回の主な変更内容については、以下のとおりです。

○託送供給等約款の主な変更内容

1. 災害時における特別措置の規定

国の審議会^{※4}において、災害時における特別な措置を託送供給等約款等において規定する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

2. 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの導入

国の審議会^{※5}において、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）における費用負担について、系統増強を希望した発電事業者の負担を基本とした上で、混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できる等、一般送配電事業者の受益と評価できる部分については、一般負担として控除する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

また、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）の委員会^{※6}において、混雑緩和プロセスに係る手続き、開始検討料やプロセス参加者に求める保証金について、従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

3. その他供給条件の見直し

（1）翌々日計画の提出

広域機関の委員会^{※7}において、需給ひっ迫時における情報発信の重要性の高まりから、2025年度以降、翌々日断面において30分毎の48点での広域予備率を算出・公表することに伴い、翌々日計画について新たに30分毎の48点での計画を提出する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

（2）F I P併設蓄電池の系統充電拡大に伴う系統連系受電サービス料金の取扱い

国の審議会^{※8}において、2023年度以前に新規認定を受けたF I P電源に併設される蓄電池に対する系統充電を可能とする整理がなされたことを踏まえ、当該蓄電池において系統充電した電気の逆潮流分(kW)に対して、系統連系受電サービス料金を申し受けることを供給条件に反映しました。

(3) グリッドコード^{※9}の見直し

広域機関の検討会^{※10}において、逆潮流のある火力発電設備の最低出力を、定格出力の30%以下に抑制するために、必要な機能を具備する対策を行うこと等を規定する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

(4) 再生可能エネルギーの有効活用に向けた特別措置の適用範囲拡大

再生可能エネルギー（以下「再エネ」といいます。）の有効活用に向け、自家発補給電力に係る特別措置における評価対象時間帯について、以下のとおり見直しを行いました。

現行の評価対象時間帯	見直し後の評価対象時間帯
<ul style="list-style-type: none">・4月、5月の土曜日、日曜日、祝日等^{※11}の8時～16時・再エネ出力制御の可能性もしくは要請を公表した時間帯	<ul style="list-style-type: none">・<u>3月～6月の8時～16時</u>・再エネ出力制御の可能性もしくは要請を公表した時間帯

(5) 系統連系受電サービスにおける制限中止割引^{※12}の廃止

国の審議会^{※13}において、系統連系受電サービスにおける制限中止割引を廃止する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

○発電設備系統連系サービス実施要綱の主な変更内容

1. 連系サービス中止時の料金割引の廃止

託送供給等約款の系統連系受電サービスにおける制限中止割引の廃止にあわせて、発電設備系統連系サービスにおいても連系サービス中止時の料金割引を廃止することとし、当該内容を連系条件に反映しました。

○実施日

1. 託送供給等約款

2025年4月1日の実施を予定しており、今後、国の審査を受けることとなります。経済産業大臣より認可を受けましたら、改めてお知らせいたします。

2. 発電設備系統連系サービス実施要綱

2025年4月1日より実施いたします。

- ※1 電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）
一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。
- ※2 小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金や、その他の供給条件を定めたもの。
- ※3 電気の供給を受けるお客さまが、発電設備を当社の送配電設備に電気を接続される場合に必要となる料金や、その他の連系条件を定めたもの。
- ※4 第72回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2024年3月29日開催）
- ※5 第52回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2023年6月21日開催）
- ※6 第69回広域系統整備委員会（2023年8月9日開催）
- ※7 第80回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2022年12月26日開催）
- ※8 第69回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2024年9月30日開催）
- ※9 系統連系技術要件等の系統連系に係る一連の規程。
- ※10 第17回グリッドコード検討会（2024年7月31日開催）
- ※11 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日のほか、4月30日、5月1日、5月2日。
- ※12 緊急時の作業停止や設備故障時における出力制御等、当社の送配電設備起因かつ出力制御の予見性がない場合において実施している系統連系受電サービス料金の割引。
- ※13 電力・ガス取引監視等委員会第100回制度設計専門会合（2024年8月27日開催）

以 上